

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

第二千百九十九号

平成二十四年  
一月三十日

月曜日

(二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。  
平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

一 調査の名称  
山梨県保健医療意識調査

二 県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求める事項

○山梨県保健医療意識調査の実施.....三七

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定.....三八

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定.....三九

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音に.....四〇

○ついて規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準.....四一

準の一部改正.....四二

○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定.....四三

○及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正.....四四

○悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正.....四五

○山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第四第二号の4の備考ただし書、別表第七第六号の表備考1ただし書及び別表第八の備考1ただし書の.....四六

○規定に基づく知事が指定する甲府市の区域を廃止する告示.....四七

○道路の供用開始(一件).....四八

## 公示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し.....四九

○県営土地改良事業の計画変更に伴う公告.....五〇

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件).....五一

○公共測量の実施.....五二

○公共測量の終了.....五三

## 公示

山梨県公報第三十二号

山梨県保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和

二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

一 調査の名称

山梨県保健医療意識調査

二 県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求める事項

四 健康診断の受診に関する事項

五 健康状態及び病気に対する意識に関する事項

六 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項

七 「かかりつけ医」に関する事項

八 健康診断の受診に関する事項

九 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項

十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

十一 医療機関を選ぶ方法に関する事項

十二 不足と感じている診療科に関する事項

十三 救急医療に関する事項

十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

十五 不足と感じている診療科に関する事項

十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

二十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

三十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

四十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

五十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

六十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

七十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

八十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

九十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百二十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百三十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百四十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百五十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百六十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百七十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十八 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百八十九 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十一 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十二 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十三 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十四 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十五 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十六 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

一百九十七 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項

山梨県告示第三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 別図のとおり
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

